

## ■基本保育料

世帯ごとの令和5年度市民税額の年額により、川崎市保育料金額表に定められた階層により下表のとおりとなります。年度途中の変更はありません。

階層区分	基本保育料(月額)	第2子 基本保育料(月額)	第3子 基本保育料(月額)
A～B	1・2歳児：20,000円	1・2歳児：10,000円	0円
C1～C12	1・2歳児：20,000円	1・2歳児：10,000円	0円
C13～C18	1・2歳児：40,000円	1・2歳児：20,000円	0円
C19～C23	1・2歳児：60,000円	1・2歳児：30,000円	0円
C24～C25	1・2歳児：80,000円	1・2歳児：40,000円	0円

- ・保育料階層は「令和6年度保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」43ページ参照
- ・保育料の多子減免について、保護者と生計が同一の子が2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第2子を半額、第3子以降を無料とする予定です。  
(令和5年度は、きょうだいと同時に認可保育所等を利用している場合に、第2子を半額、第3子以降を無料としています。令和6年度からの多子減免の拡充については、令和6年第1回川崎市議会定例会の議決をもって決定します。)
- ・市民税が未申告の方は最高所得の世帯と判定します。
- ・A・B階層の方は幼児教育・保育の無償化の対象となりますので保育料の徴収はありません。